

大規模災害時における
災害支援活動に関する協定書

平成25年12月2日

一般社団法人 熊本県歯科医師会
社 団 法 人 熊本県歯科技工士会

大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

一般社団法人熊本県歯科医師会（以下、「甲」という。）と社団法人熊本県歯科技工士会（以下、「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、熊本県内において大規模災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）に、甲からの要請に応じ、乙が行う第3条に規定する災害支援活動に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害支援活動の内容）

第2条 乙は、甲から要請があったときは、熊本県の区域内の市町村が開設する避難所等（以下、「避難所等」という。）において、次に掲げる災害支援活動（以下、「災害支援活動」という。）を行うものとする。

- （1）相談窓口の設置への協力及び緊急歯科治療の補助
- （2）義歯清掃・修理（破損・不適）・矯正装置の修理
- （3）義歯刻名
- （4）即時義歯の作成
- （5）遺体の検案への協力
- （6）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な救護対応
- （7）歯科医師会、歯科衛生士会らと連携して必要な訪問活動でのアドバイス
- （8）人命救助・後片付け等も含めて積極的な参加
- （9）行政・医師会・歯科医師会・医療関係職種の代表者で作成した救護

（災害支援活動の要請）

第3条 甲は、災害時の場合において、災害支援活動を行うことを乙に対し要請することが必要と認めたときは、乙に対し災害支援活動を行うことを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員である歯科技工士を甲が指示する避難所等に派遣するものとする。

3 乙は、熊本県内の都市歯科医師会から災害支援活動について依頼があったときは、可能な限り当該依頼に応じるよう努めるものとする。

（指揮命令）

第4条 甲からの要請に応じ乙が行う災害支援活動は、甲が指定する者の指揮命令の下、行われるものとする。

2 甲は、前項の甲が指定する者に対し、乙が円滑に災害支援活動を行うことができるよう、必要な援助を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に応じ乙が行う災害支援活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）歯科技工士の派遣に要する経費（日当、旅費）
- （2）歯科技工士が携行した作成資材等を使用した場合の実費
- （3）歯科技工士が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

（実施細目）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は同一の内容で延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年12月2日

甲 熊本市中央区坪井2-4-15
一般社団法人 熊本県歯科医師会
会長 浦田 健二



乙 熊本市東区花立2-16-31
社団法人 熊本県歯科技工士会
会長 宗像 篤志

